

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

株式会社地域経済研究所

大阪府大阪府中央区石町1-1-1 天満橋千代田ビル2号館5階

2. 指名停止措置期間

平成24年10月24日から平成25年1月23日まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事実概要：

株式会社地域経済研究所の元社長は、兵庫県加古川市の地方独立行政法人加古川市民病院機構が発注した新病院建設の業務委託などをめぐり、便宜を受けた見返りに同市職員に対し現金を渡したとして、平成24年7月13日、兵庫県警に贈賄の容疑で逮捕された。

5. 指名停止措置理由：

上記のことは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」別表第4号（贈賄）に該当し、契約相手方として不相当と認められるため、本件については3ヶ月の指名停止措置とするものである。

〈物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領〉

別表

措 置 要 件

（贈賄）

4 次のイ又はロに掲げる者が当該部局の管轄区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

イ 代表役員等

ロ 一般役員等

問い合わせ先

東北森林管理局

秋田県秋田市中通5-9-16

総務部 経 理 課 長 三 上 均 電話 018-836-2070